



# 熊本県公報

号外 第 1 3 号

平成 21 年 7 月 3 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

条 例	
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課) 2
○熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例	(健康福祉政策課) 3
○熊本県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例	(高齢者支援総室) 3
○熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例	( // ) 4
○熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例	(障害者支援総室) 4
○熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例	(農林水産政策課) 5
○熊本県景観条例の一部を改正する条例	(都市計画課) 5
○熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例	(高校教育課) 5
○熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する 条例	(警察本部警務課) 6

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県公安委員会が設置するパーキング・メーターの廃止に伴い、パーキング・メーター作動手数を廃止することとした。(第 2 条第 1 項第 4 0 0 号及び第 3 条関係)
- 2 その他規定を整理することとした。
  - ア 歯科技工士法の一部改正に伴う引用規定の整理(第 2 条第 1 項第 3 4 3 号及び第 3 4 4 号関係)
  - イ 租税特別措置法の一部改正に伴う引用規定の整理(第 2 条第 1 項第 3 4 9 号及び第 3 5 0 号関係)
  - ウ 介護保険法の一部改正に伴う引用規定の整理(第 4 条第 1 3 項及び第 1 4 項関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2 のアについては、平成 2 1 年 9 月 1 日から施行することとした。
- 4 熊本県収入証紙条例(昭和 3 9 年熊本県条例第 2 4 号)の一部改正  
この条例による規定の整理に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理することとした。

#### ◇熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例

- 1 熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例は、平成 2 4 年 1 2 月 3 1 日限り、その効力を失うこととした。(附則第 2 項関係)

#### ◇熊本県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例

- 1 熊本県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例は、平成 2 4 年 1 2 月 3 1 日限り、その効力を失うこととした。(附則第 2 項関係)

#### ◇熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例

- 1 熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例は、平成 2 4 年 1 2 月 3 1 日限り、その効力を失うこととした。(附則第 2 項関係)

**◇熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例**

- 1 熊本県地域自殺対策緊急強化基金の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例は、平成 2 4 年 1 2 月 3 1 日限り、その効力を失うこととした。（附則第 2 項関係）

**◇熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例**

- 1 熊本県森林整備促進及び林業等再生基金の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 この条例は、平成 2 4 年 1 2 月 3 1 日限り、その効力を失うこととした。（附則第 2 項関係）

**◇熊本県景観条例の一部を改正する条例**

- 1 熊本県屋外広告物審議会との統合に伴い、熊本県景観審議会の名称を「熊本県景観・屋外広告物審議会」に改めることとした。（目次、第 8 章及び第 1 8 条第 1 項関係）
- 2 熊本県屋外広告物審議会との統合に伴い、屋外広告物の略称規定を設け、熊本県景観・屋外広告物審議会の調査審議事項、諮問事項等に関する規定の整備を行うこととした。（第 7 条、第 1 8 条第 2 項—第 4 項関係）
- 3 熊本県屋外広告物審議会との統合に伴い、熊本県景観・屋外広告物審議会の委員に関する規定の整備を行うこととした。（第 1 9 条関係）
- 4 この条例は、平成 2 1 年 9 月 1 日から施行することとした。
- 5 熊本県屋外広告物条例（昭和 3 9 年熊本県条例第 6 6 号）における熊本県景観・屋外広告物審議会への諮問に関する規定を整備することとした。（附則第 2 項関係）

**◇熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例**

- 1 育英資金の貸与要件の一つである学力に係る要件を廃止し、要件を「勉学に意欲があると認められること」に統一することとした。（第 7 条、第 7 条の 2 関係）
- 2 その他用語を整理することとした。（第 6 条—第 7 条の 3、第 9 条、第 1 1 条関係）
- 3 この条例中第 6 条、第 7 条各号列記以外の部分、第 1 号、第 3 号及び第 4 号、第 7 条の 2 第 1 項、第 7 条の 3、第 9 条第 1 項及び第 2 項第 4 号並びに第 1 1 条第 2 項の改正規定は公布の日から、第 7 条第 2 号の改正規定は平成 2 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

**◇熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例**

- 1 警務部の分掌事務に「被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。」を加えることとした。（第 3 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

**条 例**

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 2 1 年 7 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第 4 0 号**

熊本県手数料条例の一部を改正する条例  
 熊本県手数料条例（平成 1 2 年熊本県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。  
 第 2 条第 1 項第 3 4 3 号中「昭和 5 7 年法律第 1 号」の次に「。次号において「歯科技工士法改正法」という。」を加え、「歯科技工士試験の」を「歯科技工士国家試験の」に、「歯科技工士試験手数料」を「歯科技工士国家試験手数料」に改め、同項第 3 4 4 号中「歯科技工士法の一部を改正する法律」を「歯科技工士法改正法」に、「歯科技工士試験合格証明書」を「歯科技工士国家試験合格証明書」に、「歯科技工士試験合格証明書交付手数料」を「歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料」に改め、同項第 3 4 9 号中「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 5 号ハ」を「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 4 号ハ」に、「第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 5 号ハ」を「第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 4 号ハ」に改め、同項第 3 5 0 号中「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 6 号ニ」を「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 5 号ニ」に、「第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 6 号ニ」を「第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 5 号ニ」に改め、同項第 4 0 0 号を次のように改める。  
 (400) 削除

第 3 条の表第 2 条第 1 項第 4 0 0 号の手数料の項を削る。  
 第 4 条第 1 3 項中「第 1 1 5 条の 3 0 第 1 項」を「第 1 1 5 条の 3 6 第 1 項」に改め、  
 同条第 1 4 項中「第 1 1 5 条の 3 6 第 1 項」を「第 1 1 5 条の 4 2 第 1 項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 3 4 3 号及び第 3 4 4 号の改正規定については、平成 2 1 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 熊本県収入証紙条例（昭和 3 9 年熊本県条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。  
 別表第 1 手数料の項中第 3 1 6 号及び第 3 1 7 号を次のように改める。

	316	歯科技工士国家試験手数料	
	317	歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料	

熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例をここに公布する。  
 平成 2 1 年 7 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 4 1 号

熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例

(設置)

第 1 条 社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー設備等の設置を促進するため、熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 6 条 知事は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成 2 4 年 1 2 月 3 1 日限り、その効力を失う。

熊本県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例をここに公布する。  
 平成 2 1 年 7 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 4 2 号

熊本県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例

(設置)

第 1 条 介護職員の処遇改善及び介護施設の整備により介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に基づく制度の円滑な運営を図るため、熊本県介護職員処遇改善等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 6 条 知事は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、

予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年12月31日限り、その効力を失う。

熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第43号**

熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例

(設置)

第1条 介護施設の新設又は増設及びスプリンクラー設備等の設置を促進するため、熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 知事は、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年12月31日限り、その効力を失う。

熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例をここに公布する。

平成21年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第44号**

熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例

(設置)

第1条 地域における自殺対策を緊急に強化するため、熊本県地域自殺対策緊急強化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 知事は、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成24年12月31日限り、その効力を失う。

熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例をここに公布する。  
平成21年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第45号**

熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例

(設置)

第1条 間伐等による森林整備の促進及び間伐材等の森林資源を活用した林業、木材産業等の地域産業の再生を図るため、熊本県森林整備促進及び林業等再生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 知事は、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。  
2 この条例は、平成24年12月31日限り、その効力を失う。

熊本県景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成21年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第46号**

熊本県景観条例の一部を改正する条例

熊本県景観条例（昭和62年熊本県条例第7号）の一部を次のように改正する。  
目次中「熊本県景観審議会」を「熊本県景観・屋外広告物審議会」に改める。

第7条第2項第1号ウ中「屋外広告物」の次に「（第18条及び第19条において「屋外広告物」という。）」を加える。

「第8章 熊本県景観審議会」を「第8章 熊本県景観・屋外広告物審議会」に改める。

第18条第1項中「熊本県景観審議会」を「熊本県景観・屋外広告物審議会」に改め、

同条第2項及び第3項中「景観形成」の次に「及び屋外広告物」を加え、同条第4項第6号中「景観形成」の次に「及び屋外広告物」を加え、同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 熊本県屋外広告物条例（昭和39年熊本県条例第66号）の規定により審議会の権限に属させられた事項

第19条第2項中「景観形成」の次に「又は屋外広告物」を加える。

附 則

1 この条例は、平成21年9月1日から施行する。  
2 熊本県屋外広告物条例（昭和39年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「第27条に規定する屋外広告物審議会」を「熊本県景観・屋外広告物審議会（第27条において「審議会」という。）」に改める。

第27条の見出しを「（審議会への諮問）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を第1項とし、同条第3項から第9項までを削る。

熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成21年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第47号**

熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例

熊本県育英資金貸与基金条例（昭和47年熊本県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条中「基金の運用から生ずる収益その他」を「基金の処分により生ずる資金、基金の運用から生ずる収益等」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「大学」の次に「（以下「大学」という。）」を加え、同条第1号中「一にする生計の主たる維持者」を「属する世帯の生計を主として維持する者」に改め、同条第2号を次のように改める。

（2）勉学に意欲があると認められること。

第7条第3号中「あること」を「あると認められること」に改め、同条第4号中「育英資金に相当する」を削る。

第7条の2第1項中「選考のうえ貸与予約者とする」を「貸与予約者を選考のうえ決定する」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2）勉学に意欲があると認められること。

第7条の3中「在学し、生計の主たる維持者」を「在学する者であり、かつ、その者が属する世帯の生計を主として維持する者」に、「者で」を「者であつて」に改め、同条第1号中「第5号まで」の次に「の要件」を加える。

第9条第1項中「開始した」の次に「日の属する」を加え、「学校」を「高校等、大学又は専門課程等」に改め、「修了する」の次に「日の属する」を加え、同条第2項第4号中「ないとき」を「ないとき」と改め、認められるとき」に改める。

第11条第2項中「育英奨学生であった者」を「育英奨学生」に改める。

附 則

この条例中第6条、第7条各号列記以外の部分、第1号、第3号及び第4号、第7条の2第1項、第7条の3、第9条第1項及び第2項第4号並びに第11条第2項の改正規定は公布の日から、第7条第2号の改正規定は平成22年4月1日から施行する。

（提案理由）

経済的修学困難者の修学促進をより重視した制度とするために、育英資金の貸与要件の一つである学力に係る要件を廃止すること等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

---

熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県条例第48号

熊本県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

熊本県警察本部の内部組織に関する条例（昭和29年熊本県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中ニをヌとし、サからナまでをシからニまでとし、コの次に次のように加える。

サ 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。